

道州制・地方財政制度調査検討会

第8回道州制分科会概要（2008年3月3日 議事堂601 特別委員会室）

1. 「道州制分科会報告書（案）」について

北川分科会長：ただ今から、第8回道州制分科会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多用のところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、前回に頂戴したご意見により、前回の素案を修正して、報告書（案）を作成しましたので、お手元に配付いたしました。

委員の皆様から、この案に対するご意見を頂戴したいと思いますので、まずこれの説明を事務局にいたさせます。

一応今日、最終これでという形に仕上げさせていただいて、次の道州制検討会、もう一方の分科会がありますので、そちらとの合同会に、それをまず第一段階として報告させていただくということになりますので、分科会単独は今日が最後ということで確定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（事務局説明）

北川分科会長：それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見を頂戴いたしたいと思います。

とりあえずは事務局の説明に対しての質問ということで、何かありましたらお願いをいたします。

中川康洋委員：今の修正のところだけの意見ですか。修正しなかったところを見て良いんですか。

北川分科会長：事務局へという質問であれば結構です。

中川康洋委員：事務局への質問じゃない。

北川分科会長：全体的な意見ですか。

中川康洋委員：はい。

北川分科会長：そうしたら、この案自体も含めて全体的に、まだここを修正した方がいいとか、この表現はどうかというところがあれば、まとめてご意見頂戴したいと思います。

中川康洋委員：もう少し早く話ができれば良かったんですけども、11ページの（4）の道州制分科会としてのまとめのところは、まとめなものですので結構大事な項かと思うんですが、私も一部途中で退席してたところがあるので全部分かり切れている訳じゃないんですが、この（4）のところ「単独州としての三重県、あるいは県域に政令指定都市の創生」という項がある訳なんですけど、この文章を拝見させていただくと、12ページの頭に、こういった状況を担うために「県として単独州を選択したり、県域に政令指定都市を創生する」といった方策」というふうに記されているんですが、まとめという部分で考えると、単独州を選択したりという、何か、まさしく単独州を選択しますよというふうには書き切るのはいささかという気がして。当然これを検討することはさまざまな

議論の中で必要だと思うんです。ですから、ここをもう少し和らげる意味で、例えば「県として単独州も含めた多様な枠組みを検討したい」とかという形で表現を変えた方が、ここの部分がひとり歩きする可能性がないのかなという雰囲気は読んでて感じます。ですから、この 題も「単独州としての三重県、あるいは政令指定都市の創生」とありますけれども、例えば「コンパクトな枠組みの検討」とか、そんな書きの方が一寸含みを持たせることができるのかなと。このまとめを出して、外にも出る可能性があると思うんですけども、この文章だけひとり歩きすると、三重県は県域のいろいろな状況を考えて、基礎自治体のことも思うと、単独州という思いも強いんだという雰囲気になる可能性があるんで、その思いもあってもいいと思うんですが、一寸もう少し、これからの全体的な動きも固まり切れてない中で、それを含めた検討というニュアンスぐらいにした方が良いのではないかなというふうに私は個人的には思うんですけども。

貝増委員：なぜこういう形で出したかという、中川さんの言うのはわかるんですけどね。三重県をずっと目をつぶって振り返ったときに、この数年間でも首都機能移転の問題で三重・畿央問題あるいは隣の岐阜県との問題。三重県は関西との付き合いも、付き合いはするけども、イニシアチブは全然とってこなかった。自己主張できない県である。例えば今回のこういった問題の、あるいは伊勢湾の問題にしる、1つ1つ三重県は言うたらついてくるけども、三重県はリーダーで物事を進めようとか、まとめていこうとか、強く提案して、みんなの同調をとるという姿勢が今までは一切なかった。それを書こうと思ったけど、もう過去のこと過去やと。過去は反省したら良えだけのもので、なら、前向きに行こうと思うと、こういった問題については三重県も中部と近畿のど真ん中であって両刀使える。両面の川は合うと同時に、逆にそういう形で三重県の自己主張をはっきりと出していく方が、これは1つの意見、案であるから、これが県議会あるいは県庁でどう解釈されるか、これからまた議論も起こってくるやろうと。例えば東海ブロックでも起こってくる。しかし、そういうことを提案して資料作成することによって、また、これから本格的に動きのある中でも三重県の扱い、あるいは三重県の行動1つ1つが大きく注目されると。そういう意味でもはっきりと謳った方がいい。三重県は何処へも付いて行くんじゃない。三重県はこういう考えありますよというのを打ち出そうという形で私は書いたんです。

北川分科会長：私もこのところは気にかけておって、前回、私も言いそびれて、ご免なさいね。先に議論すれば良かったんですが、どちらかというと、この1番のお話というのは、貝増委員からもお話出て、今村教授の話の中にもあったと思うんです。1つの考え方としてはあるんですけども、分科会全体のトーンでいくと、どちらかというと2番目の、どんなことが起ころうとも、道州制があるうとなかろうと、何にしてもまずはその基礎自治体が何があってもちゃんとやっていけるような社会をつくらないかんよねというのが、多分一番トーンとして強かったご意見やなかったかなと思うんです。

私の立場で言えば、順番なんですけど、できれば2番の方を前に持ってきて。1番目にあるということは、確かに中川委員言われるように、分科会の意見としてこれが強かったんやなど。考え方がこれが前に出ているというふうに受け取られるのも確かにあるもので、基本的に私の立場の意見で言わせていただくと、2番目を1番に持ってきた方が良いなというふうに。前回言わせてもらおうと思ってたんですが、ちょっと言いそびれたんですけども。それで、番号が後ろに行くとニュアンスが落ちるんであれば、それで良いですし、まだそれでも強いということであれば、中川委員言われたような単独州も含めたいいろんな選択ができるというふうな表現も1つの考え方ですけども、その辺、皆さん、ご意見どうですか。

真弓委員：それには賛成です。道州制の単独州をという文言はやっぱり入れておいた方が良いと思うし、県民にとってメリット・デメリットというのを一生懸命考える意味でも単独州というのも選択肢にあるということはこの際明言しておくべきだと思う。自立できる市町の育成というのを一番大もとに考えなきゃいけない。それを今、県がやろうとしているのかどうかというのが、もう一遍戻った問題になるわけですから、それは1番と2番を入れ換えるについては、それも1つの手かなと思いますので、賛成をします。

北川分科会長：中川委員。

中川康洋委員：メッセージとして、まとめの部分は非常に大事な部分だと思うんです。確かに貝増先生言われるメッセージの部分も非常に良く分かるんですが、県として単独州を選択したりというのは、まさしく道州の枠組みの話になってくると思うんですけども、そこでメッセージとしてどういう強さを発信するのかということは、この時期結構大事な部分になってくると思うんです。ですから、その意識は十分示しながら、それは選択の1つとして三重県議会は考えておるよというぐらいで十分な発信になるんじゃないかなというふうには思うんです。逆に、それよりもここがすとんとひとり歩きして、いわゆる枠組みの問題として三重県は単独州という考えを持っておるといふところの発信がされてしまうと、まだこれからどういう状況になっていくという意味において少しメッセージが強いのかなというのは、僕の思いとしては感じるころではあります。けども、あとは皆さんの議論の中でおまとめいただく話かなとは思いますが。

北川分科会長：「創生するといった方策について、十分に検討しておく必要がある。」という部分があるじゃないですか。前の分はそのままとらせてもらって、そういった方策もあり得るとかいう表現にとめさせてもらったらどうですか。前の部分はそのままとらせてもらって、語尾だけ修正させていただきませんか。いかがですか。

中川康洋委員：多分私が言った意見だと思うので、そういった意味においては並んでいるんですけども。

北川分科会長：この分科会のまとめのところは、確かにある意味一番大事なところなので、この5番までのところは、今、もう一度しっかりまとめて確認をさせてもらったら、有難いですが。1番だけに

限らず、他にありましたら。

水谷委員：12ページの「地域主権」を「地方分権」に置きかえましたですね。この部分というのは、10ページの(ウ)のb「国のかたちが中央集権型から、地域主権型に変わることができれば」という流れを受けているのかなというふうに思いましたんですが、そのまま「地域主権」を残さなかったのは何でなんですか。

北川分科会長：これは事務局さん、さっき説明いただきましたっけ。

事務局：ご免なさい。前の方にも地域主権というのはございました。用語の統一をさせていただこうということ.....。

水谷委員：というふうに捉えていると。

事務局：でもないんですが。国の権限、中央集権というのを認めた上での分権ということで地方分権はあると思いますので、地域主権とは相当考え方に隔たりがあって、それはビジョン懇の会長さんでしたか、地域主権をしきりとおっしゃっている方なんですけども。

水谷委員：じゃ、もう今は地域主権よりもさらに前に出て、地方政府という4文字を使われ始めているわけですから、地域主権でもいいんじゃないかというふうに僕は思いましたんですが、それはまた会長に一任します。

北川分科会長：基本的に第2次の地方分権改革だとか、そういう制度あるいは法律内で絡みのある部分は、当然その「地方分権」という言葉を使わざるを得ないところはあると思うんですけども、逆に分科会の中の文言で使う部分は「地域主権」に統一させてもらうということはできますか。そういう整理はできますか。

奥野委員：地方分権というのは流れの中の地方分権で、地方分権が移行した後は地域主権なんじゃない。だから、地方分権というのはプロセスじゃないの。

北川分科会長：いろんな考え方はあると思うんですけど、私、個人的には「地域主権」という言葉が出てきた背景というのは、中央集権をある意味ちょっと否定しているというか、中央から与えられるものではないという意識から「分権」という言葉を「地域主権」という言葉に変えてきたのだらうと思いますので、我々の立場から言えば地域主権なのかなという思いはあるんですけどね。

奥野委員：上から今、流れの中が地方分権であって、それがある程度確定というか、確立してきたときに地域主権となるのと違うかな。今、まだ中央集権ですから。

北川分科会長：現状はね。

奥野委員：現状そうでしょう。だから、中央から見たら地方分権にというて、地方にそれぞれ「力を持ってもらおうやないか」ということでしょう。だから、主権にはなっていない。

北川分科会長：この文言なんかは特に分権社会、地方分権を実現するための道州制とありますので、あるべき姿を求めている部分なので、そういう意味で言えば最終目標のところの「地域主権」という

言葉がふさわしいのかなとは思いますが。

奥野委員：どちらをとるかだけです。

北川分科会長：はい。そのへんは一任させていただいてよろしいですか。

〔「まだあるんです」の声あり〕

北川分科会長：はい、どうぞ。

水谷委員：8ページのところで四日市の事例をお出しいただいたんですが、最後の追加のくくりで大都市というふうに四日市をくくっていただいておりますけども、これはね、四日市はまだ中核市にもなっていないので、多分四日市の市長を初め議会人も「大」なんて思っていない。「大」の要件に入っていないと思っているもので、都市ぐらいにしてもらったらどうか。それもまた分科会長に任せます。

もう1件あります。11ページの(3)のbなんですが、「市町のなかには合併の本当の意味、意義が理解されておらず」というふうに言い切っちゃって大丈夫かなという心配をするんですが。つまり、「県議会はこれは一体どこのことを言うとのや」というふうに言われたときに、議会としては「奥野町長のところですよ」と言えないですよ。

奥野委員：だけど、今回の合併というのは押しつけ合併やでさ、それで良えんと違う。望んでした訳でもないんですよ。

水谷委員：合併を押しつけられたという感じは四日市は持っていなかったと僕は思うんですよ。

奥野委員：それは四日市の人から見たらそうであるが、小さい町から見たら押しつけられたと思うし。

だから、理解していないというのは通るんです。だから、水谷さんが見た合併と、私が見た合併とは全然違うわけですよ。四日市から見たら、吸収合併したという感覚ですよ。だから、中川さんと僕とは今は一緒やけれども、住んどったところが違うで、中川さんは「大型合併したたぞ」という感覚。だから合併って難しいというのはその辺なので、人によって捉え方が全然違う。おまえのとこ財政が厳しくなるよ、だから合併しなきゃいかんよ。そしたら、もう「行こうか」「行こうか」っていうので、それぞれが望んでしたわけでもない。特に南勢町と南島町なんかは、それはもう明らかだ。まだひっつかんと交付税も大変やでひっつこうかというだけで、理解せずに、ただひっついたら良えやろというような感覚でひっついたところがたくさんあると僕は思います。

水谷委員：そこは奥野元町長のご意見としてあるのは分かります。そこまで分かるんですが、議会のこの検討会のまとめの報告書として「理解されておらず」ということを言って良えかなというのが心配なんです。

北川分科会長：ここの表現も奥野委員から言われたのは、十分情報も提供されず、認識もされず、訳分らないうちにやらなあかんとやられて。

奥野委員：僕はそうじゃなかったな。

北川分科会長：ええ、そうです。住民の方がですよ。そういう意味なので、ここで引っかかるのは「本当の意味」という部分の修飾語の方であって、「市町の中には合併の意味が十分に理解されず」云々というふうに表現を変えさせてもらったかどうか。捉え方によっては住民を一寸ばかにしてしまう表現にもなるので、そんな表現.....。

中川正美委員：そんな大事な話でもないんですが、この1ページの一番最初の「スタンス」という言葉ですね、私はスタンスはわかるんですが、「姿勢」の方が良いんじゃないかなという感じです。

それから、(1)内部環境、(2)外部環境は、内部状況、外部状況の方が良いと思います。また精査してください。

それから、中川委員からの話だと思うんですが、9ページの「h. 住民から遠い存在の都道府県」はカットした方が良いでしょう。趣旨は分かるんだけど、中川委員の思いというのは、国と市町の間で都道府県というのが谷間とか狭間になっとるんじゃないかと。そんなことが言いたかったんじゃないかと思うんです。いきなり消し去るんじゃなくて、言葉としてもう一寸変えた方が良いでしょうかなと思うんですが、どうでしょうか、中川さん。あなたは、これ「住民都道府県の存在すら意識していない状況である」これは正にそのとおりなんだけど、県の存在は国と市町の間であって存在は薄いということと言いたかったんじゃないかなとは思うんだけど、違いますか。

中川康洋委員：僕は、その中において存在というのは当然薄くなりつつあるとは思いますが、だからといって県としての存在を県民が意識していないところまでの状況ではないよと。県民意識というのは持っているという部分で、僕はこれを全部消してほしいという訳じゃなくて、真ん中の「存在すら意識していない状況である」だけ消したらどうやというふうには言うて.....。

中川正美委員：それの方が良いと思うんですね。

中川康洋委員：うん。それで、県として確かに関心は少しずつ薄くなっているとは思いますが、「存在すら意識していない」というのは一寸言い過ぎているんじゃないか。中間の文字を消したらどうかやというふうに。全部まで消す必要はないような気がするんですけども。

北川分科会長：でも、これはbのところに移していただいたんですよね。

事務局：bの上から4行の方へ移しました。中川康洋先生から仰っていただいたとこだけ抜いて移しております。

北川分科会長：ですので、表現を少し縮小してこっちに移していただいているということですよ。

両委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

北川分科会長：私の方からもよろしいですか。時間が全然とれなくて、事務局と分科会長の打ち合わせが不十分で申し訳ないです。12ページの市町と連携した県民への道州制の周知の部分は、この分科会の結論というか、トーンとして大事な部分なので、この文章だけ読むと「道州制の導入が避けら

れないならば、県民に訴えていくことが必要である」とあるんですけど、受け取り方によっては道州制を進めようという文章にも読めないことはないものですから、県民に訴えていくというよりは、「情報提供」やとか、あるいは「問題意識の共有」だとか、そういう表現に変えられないのかなと思うんです。えらい抽象的で申し訳ないんですが、県民に訴えていくことが必要というのと、特に道州制の周知なんてあると、いかにも「やりませ」、「頼んませ」という。中に書いてある文章はそうじゃないんですけど、情報提供だとか問題意識の共有とかという表現にできないのかなと思うんです。今頃言うとし訳ないです。これも前回言い忘れてしまったんです。

あと、文言的なところで、これも今頃言うなという話なんですけど、一寸気にかかって言わせていただくと、1ページの(1)内部環境で、内部状況にするかどうかはあれですけども、3行目で「これから他の自治体に先駆けて、本来の団体自治をスタートさせようとしているところ」というのが、議会の意識としてはもう改革を進めているということなので、進行形の方が良いのかなと思いますので、例えば「これから」というのは除いて「他の自治体に先駆けて、本来の団体自治のあるべき姿を求めているところである」とか、そんな表現にできないのかな。

それから(2)外部環境で、「一方」とあるんですけども、その前の3行目に「また、政府では」とあるので、「また」と「一方」、「政府では」という同じ文言で続きますので、「一方」となっている方を「さらに」とかいう表現にしてもらった方が良いのかな。

それから、6ページの(ウ)変化への広域的な対応というのも、前のタイトルはちょっと長かったんですけど、これではわかりにくいので、頭に「地域社会の変化への広域的な対応」とかいう表現にさせていただくと良いのかな。

それから、7ページの(エ)総合調整機能で「中部新国際空港」云々というのがあるんですが、これだけ突出してしまっているんで、ニュアンス的に抜いても構わないのかなというふうに感じてます。これは必要ですか。どうですか。あった方が良いというのであれば、残しておきますし。はい。じゃあ、残しておきましょう。

それから、課題のところ、断定的な表現が多いので、どうしてもそのトーンが全体的に道州制あるべしの方の位置づけに表現がなくなってしまうので、ちょっと柔らかくした方がいいのかなと。例えばaの「合理的な根拠は見出しにくくなっている」などというのは「見出しにくくなっている状況もある」とか、bの一番最後「同じ地方自治体とは扱ってもらえない」を「扱ってもらえない面もある」とか、あるいはその次のページの「つける意味も見出しがたい」というのは「市町との区別がつかないことも多い」とか、そんな柔らかい表現にしてもらったらどうかな。

同じく8ページのdの「南北格差」は、私、意見で出してあったので四苦八苦して入れてくれたと思うんですが、表現的につなぎ前後が無理があるのかなと思うんです。無理して入れるなら、省いてもらっておいてもいいのかなというふうに思うんですが、皆さん、どうですか。

奥野委員：「周知」しなければならない。それぐらいやっていかないと、この会議をやった意味がない
んと違うかなと。

北川分科会長：それは表現だけの問題で、「周知」という言葉自体が私はちょっと好きではなくて、上
意下達的にやるからという、知らせるという感じがするもので。

奥野委員：合併って知らせやんと分からんじゃない。どうでも良いんやったら、初めから言うなとい
う感じになっとるし。

北川分科会長：ただ、道州制自体はまだ議論の途中ですから、議論の途中で、やるともやらへんとも決
まってないものですから、これは「問題意識の共有」とか「情報の共有」とかいう次元の方が良いの
かなというふうに。いや、それは分科会の意見ですから。分科会長としてはそういうニュアンスを持
っただけなんですけど、どうでしょう。

真弓委員：今言われたみたいに、7ページで「住民から遠く性格の曖昧な県」というふうにかなり自虐
的に書いてあって、最後のまとめのときに「道州制の周知」という形でつながってくれば、県議会も
道州制すらあかんと思うんやという結論みたいな形で県民に周知してしまうという懸念は残ると
思うんです。だから、前のところで今の県制度の否定が述べられている中では、この「周知」とい
う言葉は「情報の提供」という言葉に改めてもらわないといけないのかな。逆に、県議会全体が「道
州制どんどん行けさ」というふうに発信しているというふうに勘違いをされてしまう虞が多いからと
思うので、そこら辺は言われたようにして欲しいなと思います。

北川分科会長：皆さん、その辺どうですか。ご意見いただいた方が後の処理がしやすいんですが。

奥野委員：…否決されるんやでさ、だから、やっぱりそういう思いがあるんやというのを、そのため
にこういう議論をしとるんやというのを示すのには、僕は大事なことじゃないかと思う。どうでもい
いようなことだったら、大事な時間を割いてする必要はないと思うし。だから、道州制への移行とい
うのが今大きなテーマになっている訳じゃないですか。議論するためじゃなくて、そういうテーマに
なるとるんやで、県民全体で賛否の選挙をするか分からんやで、そのときに判断してもらいたい
んじゃないですかと僕は思いますけどね。中途半端をやると、この道州制にしたって何にしたって中
途半端になっていくと僕は思います。だから、そのときはそのときで否定してもらったら良い。だけ
ど、こういう方向であるんやということは周知した方が分かりやすいのではないかなと思う。

流れがこういう方向に流れているんやということを周知するべきやと僕は思う。やらんで良えこと
やったら、これはやらんで良えや。そのときになって、この議論もやったら良いんと違います。

水谷委員：これは僕が言った意見のところをまとめてもらうと思うんです。僕の言いたかったのは、
生活に密着したわかりやすい説明をできるだけ早い段階に県民に県行政が説明すべきだということな
んですが、「市町と連携した」というところは別になくて良いんです。これは県行政としてやらな
あかん話で、基礎自治体の人らは、もう地域主権で、そんな仕事増やす訳にいかん話で、県がやるべき

で、「県民への道州制の分かりやすい説明」ぐらいにしてもらったら、僕自身は良いんですね。別に「周知」いう単語にこだわってなくて、分科会長が周知というのは上から言うような形だというふうにイメージ持たれるのであれば、「分かりやすい説明」とかに変えていいです。

北川分科会長：ここの表現にこだわったのは、道州制自体がこれですって固まって決まったものがあるって、それでそれを周知するという段階なら周知でいいかなと思ったんですけど、まだその道州制自体もこれっていう形のものではなくて、考え方も意見もばらばらな状態で、いわゆる道州制という議論の中で、その中のいろんな情報提供という、まだそんな段階かなというイメージがあって、水谷委員さんからも出していただいた方からのご意見も含めて、このへんはお任せさせてもらってよろしいですか。

貝増委員：生ぬるい会話、中身ばかりで物事を進めたって、第2の首都機能移転の三重県議会の取り組みと一緒にってしまう。こういう問題をテーマとしてやる以上は、はっきりと三重県議会はこの形なので、最終的な落としどころは何処かと言うたら、数年先になるかならないか、多分なるけど、今の段階では成立するかしらないか分からない。仮定の話をしている中でも、やっぱりこういう議論は前向きにどんどん詰めていくことによって、要はその間にこの2番みたいに最終的に、その間に自立できる市町を1つでも増やしていきましょうと。だから、それで国の思うとおり例えば5年後、10年後に道州制もこれでいきますとなったって、三重県は対応できやすいと。しかし、他人行儀みたいな議論の中身ばかり作っていくと、「何してたんや」となってくるから、出すときは思い切った意見を書いてもいいと私は思う。

奥野委員：住民は興味ないと思います。はっきり言うて道州制みたいなものは興味はありませんよ。市町村合併でも興味ない訳ですから。それで、我々のとこみたいに、僕が辞表を出して、初めてそのときに合併ってこんなんかというようなことになる訳ですから、県民は恐らく、我々の住んどの地域は変わらへんやないかと。基本的にはそうですよ。だから、道州制に移行するというのは、それぐらい強く訴えないと、僕はふわーっとやったら、100年先かというぐらいの感じになんのん違うかなと思う。こんなこと言うと、どうでもいいような言い方になっていくんやけど、表現は分科会長にお任せしますが、そんなもんと違うかなと思います。

真弓委員：町の主権というか、自立できるようにするというのは、道州制とか今の都道府県制度とどっちにでもやっていかなあかんことなんですよ。そのことを今まで三重県がやってきたかどうかを検証しながら道州制という問題を考えていかななくちゃいけない。先ほどは「県民から県が遠い存在」というふうな文言について言いましたけども、これは地域によって違うと思うんです。津みたいなのとこやと、とにかく意識は津市よりも県の方が大きいんですから。そういう点では、そんなに遠いものじゃなくて、どっちかというと、合併した中では津市役所よりも三重県庁の方が近いみたいな感じに思うところが津市民にはあるわけですよ。そういう形で実際に市町が自立してやっていけるようにしてい

く。そのことを本気で三重県、県議会がやっていくという宣言がここにはないといけないと思う。それをどっかからの情報を持ってきて、ぼんと周知するというのにやっぱりこだわらべきだと僕は思っている。

北川分科会長：最初は一任いただくとして、私自身はどちらかというと道州制推進という意識がどうしてもあるもので、逆に言うと全体的なトーンというのがそっちに行き過ぎるのも、まだそれだけのコンセンサスが皆さん方、ここだけでもあれですし、ましてや議会全体となるとまだまだそういう段階でもないのかなというのもあるって、少し柔らかい表現の方が今の段階では良いのかなという思いもあるものですから、バランスのいい表現にさせていただくということでお任せいただけますか。

真弓委員：はい、結構です。

北川分科会長：ほかにどうでしょうか。もう1時間たちますので、もし他にあってくれるようでしたら。事務局、どうですか、まとめられそうですか。最終確認、ここだけもう1回ニュアンス詰めといてというのはないですか。分科会長一任では困るはというのはないですか。

事務局：1つだけ。7ページの(エ)の「しかし」の後段の部分なんです。個人的にすごく気になるんです。

北川分科会長：気になりますね。

事務局：というのは、「調整」というのは県が完全に果たすべきものなのかどうか。個人的には非常に疑問に思う。

奥野委員：果たすべきや、三重県のことやもん。愛知県とさ、松阪と津と伊勢と四日市とけんかすんに、県が果たす役割を当然果たさんなら、県は中二階の押入れに入ってくよ。

事務局：一番最初にこれもやったときは、津と松阪という議論があって、そこである一定の役割を県は果たしてきた訳なんですよ。

奥野委員：あれは知事が……。

事務局：まあ、そうか分かりませんが。ここで四日市とか伊勢とかいろんな話が出てきた中で、勝手にやったというだけで、民間が参画してくるこういう事業に対して、どこまで県が調整を図れるかという疑問があると思うんです。確かに一定の調整を図るべきだと思いますけど、完全にこう書ききると「調整しきれず」という書き方がどうなのかなと。個人的な話ですんで、先生方が決めてく話ですが。

中川正美委員：調整機能が必要だということを言うたらいい。

奥野委員：だけど、今回も似たような問題になってしまうけど、伊勢の場合でも合併特例債を使うわけでしょう。合併特例債を使うということは、県が窓口で忙しいわけや。ということは、調整、県は何かなしに目くら判を押すんかてなる訳や、今回。合併特例債が出へんから、県は全部単独でやっていかないかん。変更もせんから、特例債が来へん訳。それを県は分かるとる訳でしょう。県の窓口は、

事務局：合併特例債を何に使うか分かってますよね。

奥野委員：何に使うか全部それは申請して、全部チェックしてやっている。そういうことやる。そうしたら県の役割って、それやったら県は、我々勝手に目くら判押したるから勝ってにせいよ、とはにもいかんやる。やっぱりそこら辺で調整機能はどんだけの調整機能かは僕は分らんよ。県だと調整機能の役割が10なのか1なのか分からないけど、何らかの役割はしないと県の存在感というのはゼロ以下でマイナスになっていくやる。

事務局：それは先生仰るとおりですね。何らかの調整機能が当然必要だと思います。

奥野委員：だから、これを書くのかどうかは分らんけれども、もうちょっとソフトに書いてしまうのかな。それとも調整……。

事務局：「しきれず」とかですね……。

奥野委員：そう。そう言うんやったらわかる。

事務局：先生仰られるとおり、事務の役割を果たすということで、本来は意見を申し上げることは必要だと思います。それが「しきれず」という表現になるのかどうかというのは僕は一寸きついかないと思います。

奥野委員：だからさ、赤字団体になってさ、夕張市のようになったらさ、なあ。

中川康洋委員：でも、合併特例債まで県にというのは、この件に関しては難しいに、それ。

奥野委員：だけど、それはさ、中川さん、いろんな自治体があるんやで。能力のある自治体もあれば、能力ない自治体もあるんやで。それは県から見たらさ、能力、ここはあるな、ここはないなというのが分かる訳なんやで。そこら辺はやっぱり三重県の中の自治体なんやで、それは一寸指導、教育というのは僕は必要やと思うよ。

中川正美委員：私も、この前、質問でも申し上げたんですが、伊勢志摩地域が観光的に大変大事な場所であると。したがって、この海上アクセス必要じゃないかという課題があった訳です。そういうことも含めて県は大きな捉え方をして調整をせなあかんというんです。

中川康洋委員：この読み方は、もしここにこれを載せるのであれば、例えばその、最初の議論ありましたですね。津に残したとか、松阪も認めたとか、そこまでのことに関してやったら、これは要と思うんだけど、その後は、私も四日市ですけども、四日市とか伊勢に関しては、あれは基礎自治体が民間と県を相手にせずやったという捉え方で、この中には含める話ではないような感じが僕はしますね。

北川分科会長：私自身も、これどうなんやる、省いてという議論をさせてもらいかけたのは、要は今みたいなご意見が多分議会全体としてもひょっとして出るのかなと。どこまでが調整すべきで、どこまでがそうじゃなかったのかという議論で、ここで何もしてないですから。確かに事象としては調整できなかったことはあったはなあという感覚で見てたんですけど、文言として正確さという面でどうなのかなというのは、ちょっと私も疑問に思う部分はあるんです。

中川正美委員：それで正解です。

中川康洋委員：別々にこれぜひいうものやないですけども、この言わんとしていることは、当初の話であって、それ以降の四日市以降の話は、僕の中ではここにはもう入らん話かなと思いますね。それまでの調整機能においては、一寸どうやったんかなという気はしなくもないけど。

奥野委員：「調整しきれん」だけ、全部書くの。調整については地域の今後の調整機能に不安が残ったと。

北川分科会長：調整については「調整しきれない面もあって」とか、そんなふうにしましょうか。では「し切れず」という部分だけちょっと。

中川康洋委員：「しきれない面も見られたか」と言うの。

北川分科会長：柔らかくしましょうか。

奥野委員：調整については.....

北川分科会長：調整機能を特に挙げるネタとしては間違いではないと思うんですけど。

奥野委員：だけど、議論を作るとこも入れる方が面白いんと違う。一生懸命でやったなということが良うわかる。

真弓委員：最初県は調整しとったんさな。

奥野委員：知事が初め、それをやりきってしもたもんで、後、ぐちゃぐちゃになってしもうた。

中川康洋委員：「しきれん」というのは裏を返すと、言うことをきかん自治体があったという部分と、基礎自体は県を相手にせんとやっていったということもあって、なかなか言い切れんでしょう、全部を県は調整せなあかんじゃないかというふうには。恐らく四日市は、もう県を相手にせずに行ったんですから、あの段階においては。

奥野委員：四日市は近いでまた、海も。

中川康洋委員：恐らく県が止めたとしても、あのときは言うこときかんかったやろね、あの時は。

事務局：すみません、ちょっと余計なことを聞きました。

奥野委員：いやいや、良えことや。

北川分科会長：内容を残します。表現はお任せください。

これは事務局さん、今日もいろいろ大筋を変えなきゃならなところは余りなくて、どちらかという表現的なところに終始しましたが、最後は、分科会までに修正したものを皆さんに確認してもらおうという形でもよろしいですか。もし何かあれば、何かメッセージいただくということで。

事務局：分科会の中で出てきた修正箇所を修正させていただいて、分科会長に確認いただいた後、また配付させていただきます。

北川分科会長：皆さん、そういう形でもよろしいでしょうか。

奥野委員：委員長、これはあくまでも、この分科会の報告なんでしょう。

北川分科会長：分科会の報告です。

奥野委員：だから、別にこれで決定しているわけでもないし、分科会の中でこういうさまざまな意見があったということで、だから、強烈なものもあれば、ソフトなものもあれば。

北川分科会長：そうです。

奥野委員：僕はそれで良えんと違うか。そやないと、これをやった意味がないんと違うかな。いろんな意見があって、けんかもせんけど、おかしいと言ったりも。それはそれで僕はいいんじゃないかな。それも意味があったんと違うかなと思うんですけどね。いかがでしょうか。分科会長は言葉にそんなに気使わんでも、「ああそうか、済んだの」言うて、これで済むんと違う。

中川正美委員：成果品やな、これ。

奥野委員：と思うよ、僕は。

北川分科会長：報告書なんて、やっぱり議会の中できちんと勉強会じゃなくて、検討会という形できちんと設置された検討会の報告書なので、それなりに それなりにという言葉がいいかどうかあれですけど、重みというか、意味のある報告書なので、詰められるところは詰めておきたいなという思うので、ちょっと言わせていただきましたけども。最終、また皆さんに確認をいただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

2. その他

今回は、道州制・地方財政制度調査検討会として開催され、日程は調整することとされた。